

エネルギーを 見る眼

現行の電気事業報酬は 適正か

●見直すべき3割自己資本比率擬制ルール



松村敏弘

東京大学社会科学研究所教授

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒。博士（経済学、東京大学）。大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学社会理工学研究科助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済

北海道電力の電気料金再値上げの申請を受け、その審査が始まった。値上げ率は大幅で、短期的に北海道経済に打撃を与えるだけでなく、安定的な需要家の退出に伴う系統の不安定化が、長期的に再生可能エネルギー普及の妨げになることも懸念される程、深刻な率だ。

今回の審査では、原発再稼働の遅れに伴う変分改定と認められれば、事業報酬率を議論する余地はほとんどない。しかし私は事業報酬率に対して割り切れない思いをずっと抱いてきた。今回はあえて事業報酬の問題を取り上げる。

（事業報酬率の算定）

電気料金の原価には資本費用に当たる事業報酬が含まれている。事業報酬率は借入に当たる他人資本に対する報酬率と自己資本に対する報酬率を7対3の割合で加重平均して決まる。自己資本に対する報酬率は、事業特有のリスクを表す β 値と一般企業の平均利益率から決まる。今回私が問題とするのは7対3の割合に関してである。

通常自己資本の報酬率は他人資本の報酬率より高い。従ってこの事業報酬率の算定ルールは、自己資本比率が3割を下回る局面では事業者に過大な報酬を与える。このルールが導入された時点では事業者の自己資本比率は3割を下回っていた。にもかかわらず、な

ぜ消費者の負担でこのようにつかみ金を事業者に与える制度にしたのか。超過利潤を積み立てさせ、安定供給上望ましい、少なくとも3割の自己資本比率にする誘因を事業者に与えるため、と説明する者もいるが、信じがたいほど愚かな議論である。実際の自己資本比率によらず3割の自己資本比率があると見なされて報酬が得られるので、実際の自己資本比率が低いほど差益が得られる。つまり自己資本を引き上げない誘因を与える制度になっている。

もちろん、安定供給を大切にする事業者は、この負の誘因に打ち勝って自己資本比率を少なくとも3割に引き上げるだろう。震災前、各社の自己資本比率が3割を下回っていた事実を見れば、事業者が安定供給と利益のいずれを重視していたのかが分かるだろう。

（明らかに過大な事業報酬）

北電の震災直前の自己資本比率は3割を大きく下回っていた。もし安定供給上3割の自己資本が必要であったとすれば、3割の自己資本比率を擬制する現行の制度が期待した、自己資本充実の努力を北電はずっと怠っていたことになる。もし北電が安定供給のために3割もの自己資本比率は不要と考えていたなら、制度の想定と事業者の思いが一致していなかったことを表している。いずれにせよ、このつかみ金を北電に与え続ける理由などないことを

示していないだろうか。

さらに、算定された自己資本報酬率も過大である。 β 値で表されるリスクは自己資本比率に依存する。業界平均で3割を大きく下回る低い自己資本比率に伴う高いリスクから算定された過大な報酬率を、実際には存在しない3割の自己資本比率に掛けて報酬を受け取る。2重に過大な事業報酬となる。

（資本毀損の責任はないのか？）

再値上げに関する最初の審査委員会で、北電社長から、安定供給に支障をきたしかねない程、自己資本が毀損したことが指摘された。この主因が原発の再稼働の遅れなのは明らかだ。しかし「北電が最大限の努力をしたにもかかわらずこの事態に至った」という説明には説得力がないことが、既にこの委員会で明らかになった。

北電は、本格改定の際に示された、料金原価に算入可能な役員ひとり当たりの報酬の「上限」を超える報酬を役員に支払い続けている。原価に含まれない支出は自己資本を毀損することを承知の上で意図的に選択した、お手盛りの支出である。これを含め、このような危機的事態に直面している会社とは思えない「ぬるい」対応が明らかになった。役員報酬や役員OBへの支払いなど、燃料費の増加額に比べれば無視できる程の小額だとしても、問題は「自分たちでできる最大限の努力をす

る」姿勢である。一委員からのわずかな時間の質問だけで、北電の本気さを疑わせる複数の問題が明らかになったことから、これらが氷山の一角で、甘い対応が多くあることを疑わざるを得ない。

3割の自己資本比率が望ましいという価値観を共有せず、自己資本の毀損を防ぐためにできることはすべてしてきたとも言えない事業者に、3割の自己資本比率を前提とした事業報酬率を認めないとするのが不当だとは、私には思えない。一方、料金値上申請に先立って査定ルールを整理した有識者会議でも、その後の料金の本格改定を査定する委員会でも、「3割ルール」に疑問を呈する主張は賛同を得られず、このルールが見直されることはなかった。料金の本格改定時ですら認められた3割ルールを、変分改定の今回見直すのは不自然で、今回もこのルールに基づく事業報酬が認められることになるだろう。残念ながら、私が何を言っても「負け犬の遠吠え」に過ぎない。

しかしこのことだけは強調したい。2重に過大な事業報酬から得られる利益分は、経営者の才覚や努力によって得られたものではなく、制度的に担保された、消費者が過大に負担した料金から得られたつかみ金である。このお金を自分たちの才覚や努力で得た利益と勘違いして、安定供給と無関係な用途に安易に使うべきではない。